

## 第5章 交通施策の推進方策

第2章で掲げた都市交通の目標の実現に向け、第3章で示した交通施策を着実に推進していくための方策と、その中での県の役割を示します。

### 1 交通施策の推進方策

#### (1) 柔軟性を持った交通施策の展開

渋滞、事故、沿道環境をはじめとする交通問題は、地域や時間によって程度や要因が様々であるため、地域の実情や課題の要因に応じて交通施策を選択していきます。

また、交通施策の実施にあたっては、その時々地域の状況や合意形成、財源見通しなどを踏まえて、実施時期や実施量を柔軟に判断していきます。

さらに、様々な社会状況の変化に対応するため、必要に応じて交通の状況や施策に求められる効果を適宜把握し、前提条件などに大きな変更が生じた場合は、見直しを行います。

#### (2) 総合的な交通施策の取組み

「施設整備」と「既存施設の有効活用」に係るそれぞれの交通施策を組み合わせ、相乗効果をねらう取組みを推進していきます。

特に、交通網整備の時期を見据え、効果をより発揮できる既存施設の有効活用施策を検討していきます。

取組みにあたっては、環境や移動制約者への配慮のほか、県民意向を把握するとともに、県、国、市町村、交通管理者、交通事業者など、関係主体における合意形成を図っていきます。

#### (3) 公共交通の利用促進と確保への取組み

増大し続ける自動車需要への対応として、鉄道網等の整備のほか、既存の鉄道やバス等の公共交通の利便性・連続性を高めることで自動車利用から公共交通利用への転換を促進していくとともに、生活交通の充実・確保を図る必要があります。

そのため、公共交通事業者などに対し、行政は積極的な働きかけを行い、計画的・戦略的な取組みを行っていきます。

## 2 県の役割

### (1) 鉄道整備への働きかけ

鉄道網の整備や、連続性・利便性の向上、駅舎のバリアフリー化等に対して、国や鉄道事業者への働きかけを行うとともに、市町村等と連携して協力・支援を行うなど、今後の整備を誘導していきます。

特に、広域性を有し広く県民の利便性に資する路線に対し、積極的に協力・支援していきます。

### (2) 道路の整備・有効活用の促進

国や高速道路株式会社等が主体となって進める自動車専用道路等の整備や有効活用に係る施策については、県民にとって身近な自治体である市町村と連携し、整備主体である国や高速道路株式会社等への働きかけや、協力、支援などを行っていきます。

また、県が主体となって進める道路の整備については、「事業の効率」、「事業の効果」の観点から整備候補箇所を評価する重点化評価手法に基づき、整備箇所の選択と集中を図るとともに、情報通信技術を用いることなどにより、既存道路の有効活用を図っていきます。

### (3) その他

県は、本計画に定める交通施策の実現を、広域的な視点に立って総合的、計画的に推進するとともに、県内外の先進的な取組み事例の蓄積を図り、情報提供等を通して県内に広めていきます。

また、生活交通確保等の地域的な交通課題に取り組む市町村を、国や交通事業者などと連携して支援していきます。